別表第二の三第二号の二(40)(xi)を次のように改める。

(xi)　電話機及び音声、画像その他のデータを送受信する機器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(40)(xi)を同号(40)(xiv)とし、その次に次のように加える。

(xv)　マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置並びにこれらの部分品

(xvi)　音声又はビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(40)(x)を次のように改める。

(x)　電熱式の調髪用機器その他の家庭において使用する種類の電熱機器及び電熱用抵抗体

別表第二の三第二号の二(40)(x)を同号(40)(xiii)とし、同号(40)中(ix)を(xii)とし、(viii)を(xi)とし、同号(40)(vii)中「及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置並びにこれら」に改め、同号(40)(vii)を同号(40)(ix)とし、その次に次のように加える。

(x)　携帯用電気ランプ及びその部分品

別表第二の三第二号の二(40)(vi)を同号(40)(viii)とし、同号(40)(v)の次に次のように加える。

(vi)　真空式掃除機

(vii)　台所用ディスポーザーその他の家庭用電気機器

別表第二の三第二号の二(40)を同号(41)とし、同号(39)(x)中「及び気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード」を「、ファン及び換気用又は循環用のフード並びにこれらの部分品並びに気体ポンプ、気体圧縮機」に改め、同号(39)中(lxiii)を(lxviii)とし、(lviii)から(lxii)までを(lxiii)から(lxvii)までとし、同号(39)(lvii)を次のように改める。

(lvii)　コック、弁その他これらに類する物品及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)(lvii)を同号(39)(lxii)とし、同号(39)(lvi)を同号(39)(lxi)とし、同号(39)(lv)を次のように改める。

(lv)　土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、綱又はケーブルの製造機械、産業用ロボット、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋及び冷間静水圧プレスその他の機械類並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)(lv)を同号(39)(lx)とし、同号(39)(liv)を同号(39)(lviii)とし、その次に次のように加える。

(lix)　たばこの調整用又は製造用の機械及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)中(liii)を(lvii)とし、(lii)を(lvi)とし、同号(39)(li)を削り、同号(39)(l)中「謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の」を「事務用機器並びにその」に改め、同号(39)(l)を同号(39)(lv)とし、同号(39)中(xlix)を(liv)とし、(xlviii)を(lii)とし、その次に次のように加える。

(liii)　計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(39)中(xlvii)を(li)とし、(xxxvi)から(xlvi)までを(xl)から(l)までとし、同号(39)(xxxv)中「ロール」の下に「その他部分品」を加え、同号(39)(xxxv)を同号(39)(xxxix)とし、同号(39)中(xxxiv)を(xxxviii)とし、(xxxiii)を(xxxvii)とし、(xxxii)を(xxxv)とし、その次に次のように加える。

(xxxvi)　家庭用ミシン

別表第二の三第二号の二(39)(xxxi)を同号(39)(xxxiii)とし、その次に次のように加える。

(xxxiv)　家庭用又は営業用の洗濯機

別表第二の三第二号の二(39)(xxx)を同号(39)(xxxii)とし、同号(39)(xxix)中「並びにその」を「その他のプリンター、複写機及びファクシミリ並びにこれらの」に改め、同号(39)(xxix)を同号(39)(xxxi)とし、同号(39)中(xxviii)を(xxx)とし、(xxvii)から(xxix)までを(xxv)から(xxix)までとし、同号(39)(xxii)中「昇降機、コンベヤその他の」を削り、同号(39)(xxii)を同号(39)(xxiv)とし、同号(39)中(xxi)を(xxiii)とし、(xx)を(xxii)とし、同号(39)(xix)中「及びキャプスタン」を「、キャプスタン及びジャッキ並びにこれらの部分品」に改め、同号(39)(xix)を同号(39)(xxi)とし、同号(39)(xviii)中「及び」を「、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器並びに」に改め、同号(39)(xviii)を同号(39)(xx)とし、同号(39)(xvii)の次に次のように加える。

(xviii)　家庭用の皿洗機

(xix)　体重測定機器及び家庭用はかり